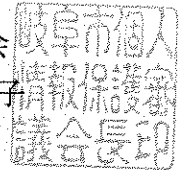


答 申 第 2 2 8 号
平成30年6月25日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年6月14日付け岐阜市子支第215号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親への就労支援や相談事業等ひとり親家庭に対する様々な支援を行っているが、ひとり親が抱える不安や課題は様々であり、個々のひとり親家庭における生活実態に即した支援が求められている。また、平成29年度の岐阜市子育て創造会議において、ひとり親世帯等に応じたきめ細やかな支援が必要であるとの意見があった。

そこで、ひとり親のニーズの把握及び分析を行うため、児童扶養手当受給者に対し、ひとり親家庭の生活実態調査を実施する。

そのため、調査の実施に当たり、子ども未来部子ども支援課が保有する児童扶養手当支給に関する情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

児童扶養手当受給者の氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものと認める。ただし、生活実態調査については、不要な個人情報を取得することのないよう必要な事項を精査のうえ実施されたい。